⑵　平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（③調査・研究又は⑮その他）」に係る級別の格付けを受け、そのランクが「A」等級の者であること。

⑶　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち、いずれか一つ以上の資格の決定を受け、そのランクが「A」等級の格付を受け、地方防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

⑷　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、地方防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8.31）に基づく指名停止を受けている期間中でない。

⑸　次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成16年４月１日から公告日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有する。

・同種業務：日本国内外における米軍施設の設計又はこれに関するコンサルタント業務
・類似業務：米国内における施設の設計又はこれに関するコンサルタント業務、又は米国外における公共施設の設計で米国の公的な設計基準を用いた設計、又はこれに関するコンサルタント業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した地方防衛局、地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）又は装備施設本部（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）、又は評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除く。

⑹　入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がない（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。詳細は入札説明書による。

⑺　次の基準をすべて満たす技術者を配置できる。管理技術者及び主任・担当技術者は、ＴＯＥＩＣのスコアが650点以上又は海外（英語圏又は主たる言語として英語を用い業務を実施した国）における２年以上の延べ滞在実績を有する者とする。なお、管理技術者は、主任・担当技術者のいずれも兼ねることはできない。また、主任技術者は各職種１名以上、担当技術者は職種を問わず１名以上配置すること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の㋐から㋔に示す条件をすべて満たす者である。

㋐　資格

次のいずれかを有する。

１）技術士（（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門））
２）一級土木施工管理技士
３）土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会１級技術者
４）㈱全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)
５）ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※）（技術士部門と同様の建設部門に限る）
６）１）～５）と同等以上の資格を有すると認められる者

※「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録できない立場にいる者及び、外国資格を有する技術者で、国土交通大臣が、技術士又はＲＣＣＭ相当と認定した資格であることを証明する認定証を有する者をいう。以下同じ。

㋑　経験

日本国外での業務経験を持ち、かつ統括管理業務を５年以上継続している。

㋒　実績

平成16年４月１日から公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）

１）同種業務：日本国内外における米軍施設の設計又はこれに関するコンサルタント業務
２）類似業務：米国内における施設の設計又はこれに関するコンサルタント業務、又は米国外における公共施設の設計で米国の公的な設計基準を用いた設計、又はこれに関するコンサルタント業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した地方防衛局等の発注した業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

㋓　平成27年１月29日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が４億円未満かつ10件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

㋔　入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定主任技術者（建築、電気、機械）

配置予定主任技術者（建築、電気、機械）については、次の㋐から㋒に示す条件をすべて満たす者である。

㋐　資格

次のいずれかを有する。

１）建築士法（昭和25年法律第202号以下同じ。）第２条第２項に規定する一級建築士
２）建築士法第20条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者
３）建築職種：技術士（（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門））
　電気職種：技術士（（総合技術監理部門：電気電子部門関連科目）又は（電気電子部門））
　機械職種：技術士（（総合技術監理部門：機械部門関連科目）又は（機械部門））
４）１）～３）と同等以上の資格を有すると認められる者

㋑　経験

次のいずれかを有する。

１）大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者
２）公共建築工事標準仕様書（・建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

㋒　実績

上記ア㋒に同じ。

ウ　配置予定主任技術者（土木）

配置予定主任技術者（土木）については、次の㋐から㋑に示す条件をすべて満たす者である。

㋐　資格

次のいずれかを有する。

１）技術士（（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門））
２）一級土木施工管理技士
３）土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会１級技術者
４）㈱全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)
５）ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る）
６）１）～５）と同等以上の資格を有すると認められる者

㋑　実績

上記ア㋒に同じ。

エ　配置予定主任技術者（環境）

配置予定主任技術者（環境）については、次の㋐から㋑に示す条件をすべて満たす者である。

㋐　資格

次のいずれかを有する。

１）技術士（（総合技術監理部門：環境部門関連科目）、（環境部門）又は（建設部門：建設環境科目））